

特定動物の選定基準等について

1. 特定動物リストの検討について

本検討会では、飼養実態又は飼養可能性があると認められる野生動物種（属、科）を対象とし、以下の「特定動物選定の考え方」をもとに、人に危害を加える恐れのある危険な動物（特定動物リスト）の検討を行う。

< 特定動物選定の考え方 >

（平成 17 年 9 月 21 日 環境省第 10 回中央環境審議会動物愛護部会資料より）

選定に当たっての主な考え方

飼育下からの逸走等により周辺の人への危害が及ぶ事故等が起こるおそれの強さから判断

おそれの強さの判断については、飼養を制限する必要がある重大な事故につながるおそれを勘案する。また、専ら動物が主として持つ特性や能力によって判断。

以下の動物種は選定の対象からあらかじめ除外。

- ・ 通常人の飼養対象となるとは考えられないもの 例：スズメバチ
- ・ 水の中でしか生息できないもの 例：サメ等
- ・ イヌ、イエネコ、その他家畜動物（広義の家畜種）

判断事項と選定基準（詳細は次ページ参照）

選定に当たっての人の生命、身体等への害を加えるおそれを判断するための動物種の特定や能力に係る事項

- A 毒性（動物の持つ毒素による危険性）
- B 爪牙等による殺傷力
- C 物理的な圧力（重さと運動能力による抵抗排除力）
- D 攻撃性向

Aの毒性：その動物が有する人に対する毒性（咬まれる等による毒性）が、致死の可能性等重大な事故につながるおそれのあるものを選定。

B、C及びD：この3項目は総合的に判断することが必要。過去からの飼養経験や事故例など人との関わりにおける動物の特性も勘案し、重大な事故につながるおそれのあるものを選定。

なお、具体的な動物の選定は、特性や能力の共通性に着目して行うこととし、外国産で詳細の不明な種が多く、種の分類上問題があるものは属の全種、科の全種などで選定

< 判断事項 >

A 毒性

1	人に対する毒素なし
2	局所の疼痛又は発赤等一時的な症状を呈する毒素を有する
3	ショック症状、発熱、心気亢進、アレルギー等の全身症状を呈する毒素を有する
4	2で示した全身症状が回復した後も内臓障害、機能障害等の後遺障害を残す毒素を有する
5	致死性の毒素を有する

B 爪牙等による殺傷性(毒性を有するものは毒素による殺傷性を考慮)

1	傷害の危険性なし
2	軽症を負う可能性がある
3	
4	重症(30日以上加療を要する)を負う可能性がある
5	死亡する可能性がある

C 動物の持つ運動能力や物理的な圧力

1	運動能力が低く物理的圧力が小
2	運動能力が低く物理的圧力が中、運動能力が並で物理的圧力が小
3	運動能力が高く物理的圧力は小、運動能力は低く物理的圧力は中
4	運動能力は並で物理的圧力が中、運動能力が高く物理的圧力が中
5	運動性及び物理的圧力が大、運動能力が中で物理的圧力が大

D 攻撃性

1	攻撃性は全くない
2	威嚇又は接触しようとした場合に攻撃してくる
3	人から動物が目視できる至近距離に接近した場合に攻撃してくる 人が危険から未然に逃避することが容易
4	ある程度(人間から動物が目視できない)の距離に人が接近した場合に攻撃を仕掛けてくる事がある 人が危険から未然に逃避することが困難
5	狩猟本能などにより積極的に人を攻撃してくる

2. 選定基準の追加検討

これまで環境省動物愛護管理室は、動物による人の生命等への危害の発生防止のより一層の徹底を図るため、各分野における12名の有識者等のヒアリングを通して特定動物の選定基準の在り方に関して情報収集を実施してきた。

この中で、危害が及ぶ事故等が起こるおそれの強さや事故等の起きやすい状況等は分類群毎に大きく異なるため、特定の分類群については個別の考慮事項を設けてその危険性をより正確に判断する必要があるとの指摘があった。

このため、今回の特定動物リスト検討にあたっては、基本的にこれまでの選定基準を踏襲するが、飼養されている野生動物が及ぼす危険性については、分類群毎に以下の項目について考慮して見直しを行うこととする。

< 特定動物選定に関する分類群別考慮事項（追加案） >

飼育下からの逸走等により周辺の人への危害が及ぶ事故等が起こるおそれの強さや事故等の起きやすい状況等は、分類群によって大きく異なるため、それぞれの分類群で以下の項目について考慮して危険性を判定する。

哺乳類

- ・ 特になし（現状の選定基準で判定が可能である）。

鳥類

- ・ 猛禽類に関しては、必ずしも体のサイズと危険性が一致するとは限らず、肢の爪が主な危険性となるため、これを重視して判定する。

爬虫類

- ・ ニシキヘビ類などの大蛇類は、締め付けが主な危険性となるが、人間を獲物として認識して積極的に襲ってくるかどうか、人間を獲物にできる体のサイズまたは十分な力を持つかを考慮して判定する。
- ・ 毒ヘビ類に関しては、世界でも野外での重傷・死亡事例のある種は限られており、その毒性について不明な種が多くを占める。また、国内における毒ヘビ用の抗毒血清の配備状況も国内種のみを除外しては限られるため、有毒の可能性のある種を含む分類群については、その特性や能力の共通性に着目して、原則的に科及び属単位で危険性を判定する。